

基本仕様書

河川空間利活用社会実験業務委託

第1条 業務目的

本業務は、市民の河川に対する親しみや関心を高め、河川との良好な関係を築き、将来的な河川空間のオープン化制度等を活用した日常的な賑わいの創出及び地域活性化へとつなげていくために、河川沿川に広がる公園緑地や親水空間を活用する社会実験を実施することを目的とする。

第2条 業務概念

本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、契約後に作成、承認する業務工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行すること。

第3条 適用範囲

本基本仕様書は、河川空間利活用社会実験業務委託を受託した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第1編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、その他関係法令によるものとする。なお、当該業務内容について疑義が生じた場合には速やかに監督職員と協議するものとする。

第4条 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

第5条 委託場所

千葉市花見川区瑞穂1丁目3-1他

1 花見川

花見川千本桜緑地

2 都川

本町公園

※別紙「対象区域」を参照

第6条 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- 1 計画準備
- 2 花見川社会実験
- 3 都川社会実験

1 計画準備

業務を遂行するにあたり、履行期間を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、作業指示、適切な人員配置を計画し、作業計画書を作成する。

2 花見川社会実験

花見川千本桜緑地において、花見川沿川における新たな水辺の拠点を目指し「うみさとテラス花見川」として、周辺地域の住民等が集い、川を眺望しながら、くつろぐことができる空間、かつ、日常及びイベント時においても活用可能な空間を創出する。

(1) ワークショップ開催支援

ア 資料作成

地域住民等と参加型ワークショップを開催するため、必要な資料作成を行う。なお、ワークショップは3回程度とし、概ね令和6年9月から10月の間に開催予定であるが、環境整備のスケジュールによっては変更する場合がある。

イ 結果の取りまとめ

ワークショップの結果を取りまとめ、記録を作成する。

ウ 結果の反映

ワークショップの結果を、「(2) 環境整備」に反映する。

(2) 環境整備

川を眺望しながらくつろぐことができるデッキやストリートファニチャー等を整備すること。また、環境整備は、概ね令和6年11月から令和7年2月までの間に実施することとし、次の項目について留意すること。

ア 環境整備として設置する構造物は、仮設ではなく本設とし、必要な行政手続等を経たうえで実施すること。なお、既製品、注文品であるかは問わない。

イ 現場の安全管理を徹底し、作業に起因する事故が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。また、事故が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。

(3) イベントの開催

「(2) 環境整備」で整備する「うみさとテラス花見川」を活用し、賑わい創出のためのイベントを開催する。開催時期は、桜の開花に合わせて実施するよう最大限努めるものとし、次の項目について留意すること。

- ア イベントは、飲食の提供など集客や賑わいを生むコンテンツのほか、商店街、飲食店、周辺の既存イベント等と連携し、イベント終了後も日常的な利用につながるコンテンツを意識すること。
- イ 水辺のアクティビティについては、水辺へのアクセスが容易かつ安全である場合に実施するものとする。
- ウ イベント当日は、動画及び写真撮影を実施し、業務終了後に利用可能な形式で納品するものとする。
- エ イベント開催にあたり、賠償責任保険、興行中止保険等、適切な保険に加入するものとし、あらかじめ内容を発注者に報告し確認を受けるものとする。
- オ イベント時は、アンケートを実施し取りまとめるものとする。
- カ その他、イベントの日時、内容等の詳細は、協議によるものとする。

3 都川社会実験

都川沿川に人々が集い、滞在できる空間、かつ、日常及びイベント時においても活用可能な空間を創出するため、本町公園の今後、数年先を見据えた事業案の提案を行うとともに、親水空間を活用し、水辺のアクティビティや飲食等のイベントを開催すること。

(1) 課題整理

令和5年度に実施した「(仮称)千葉市の川・コンセプトブック作成業務委託」の成果(かわまち空間の基礎調査、課題整理及び活用方策の検討等)を参考とし、地域のまちづくり団体等との意見交換を行い、課題を整理する。

(2) 事業案の提案

市民の河川に対する親しみや関心を高め、河川空間のオープン化制度等を活用した日常的な賑わいの創出及び地域活性化へとつなげていくため、今後、数年先を見据えた事業提案を行うこと。

(3) イベントの開催

本町公園において、親水空間を活用し、水辺のアクティビティや飲食等のイベントを開催すること。実施時期は、発注者と協議によるものとし、次の項目について留意すること。

- ア イベントは、水辺のアクティビティ、飲食の提供など集客や賑わいを生むコンテンツのほか、商店街、飲食店、周辺の既存イベント等と連携し、イベント終了後も日常的な利用につながるコンテンツを意識すること。
- イ イベント当日は、動画及び写真撮影を実施し、業務終了後に利用可能な形式で納品するものとする。
- ウ イベント開催にあたり、賠償責任保険、興行中止保険等、適切な保険に加入するものとし、あらかじめ内容を発注者に報告し確認を受けるものとする。
- エ イベント時は、アンケートを実施し取りまとめるものとする。
- オ その他、イベントの日時、内容等の詳細は、協議によるものとする。

第7条 成果品の提出

(1) 提出する成果品は以下のとおりとする。

ア 報告書

書面で1部、電子データで1部提出すること。

なお、イベントの動画及び写真撮影データについては、ウェブ掲載及びPC再生が可能なフォーマットで別途DVD-R等の媒体に格納し、1部提出すること。

イ 環境整備により設置された構造物 一式

ウ その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 一式

(2) 本業務で得られた成果品（各種データを含む）はすべて市の所有とし、市の許可なしに公表、貸与、使用をしてはならない。

第8条 検査

(1) 受託事業者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。

(2) 検査においては、訂正を指示された箇所は直ちに訂正し再提出すること。なお、これに要する経費は受託事業者の負担とする。

第9条 打合せ等

(1) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこと。

(2) 受注者は、業務着手時・中間時・完了時の他、必要に応じて協議を行うものとし、電子メールベースでの情報共有、業務の各段階で打合せを行い、業務実施方針について監督職員の承諾を受けること。

(3) 打合せの結果については、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認すること。

【参考】

1. ちば・まち・ビジョン（都市計画マスタープラン）

序章 ちば・まち・ビジョンについて 第2節 都市デザインの取組み

HP：https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/documents/chiba-machi-vision_0_230929.pdf

第6章 都市を構成する要素 第2節 各エリアの方向性 1 都川沿川エリア・2 花見川沿川エリア

HP：https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/documents/chiba-machi-vision_6_230929.pdf

2. うみさとテラス花見川

イベント当日の様子

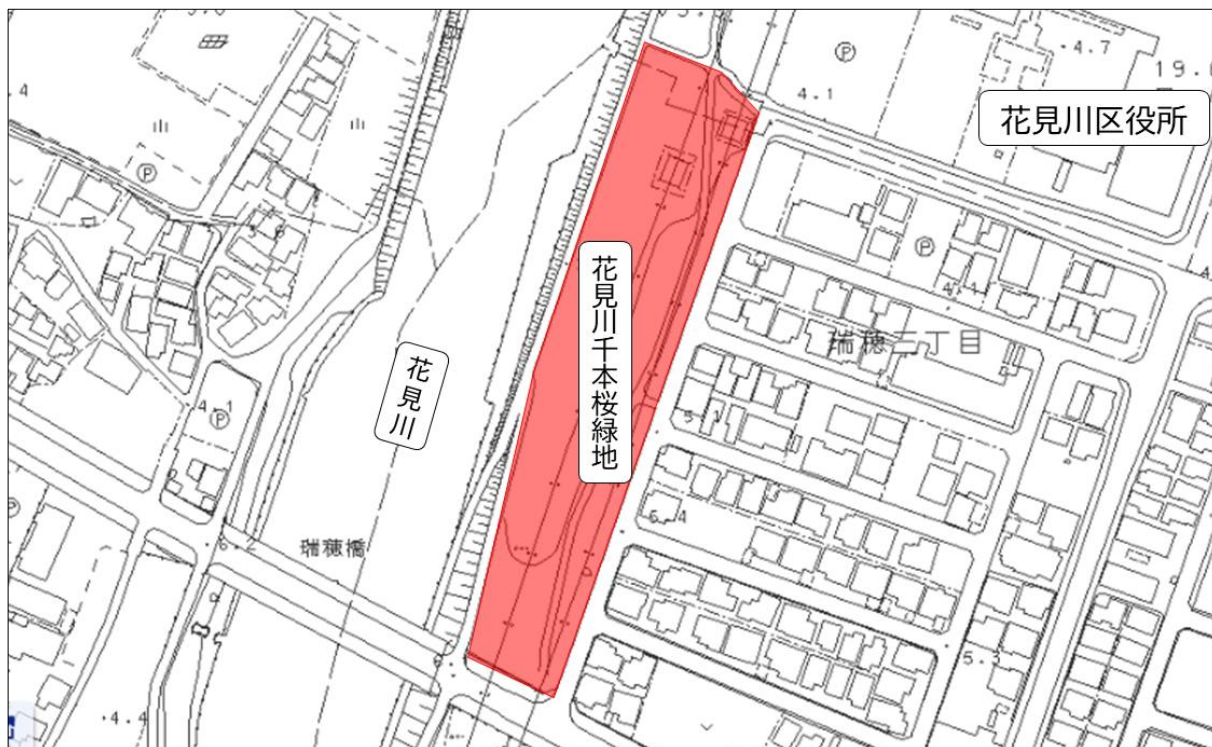
HP：<https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/umisato-terrace.html>

「対象区域」

1 花見川

花見川千本桜緑地

(花見川区瑞穂1丁目3-1他)



2 都川

本町公園

(中央区本町3丁目5)

